

## 公益財団法人板橋区スポーツ協会 評議員候補者選出規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人板橋区スポーツ協会定款第16条に定める評議員の候補者選出について定める。

### (兼務制限)

第2条 評議員候補者の推薦にあたっては、当法人の理事及び監事にある者を選出することはできない。

### (加盟団体による評議員候補者の選出)

第3条 加盟団体は、評議員候補者を互選により27名以内推薦することができる。

2 前項の場合、各加盟団体は互選により各1名推薦することができる。ただし、やむを得ない事由により推薦を辞退することができる。

### (理事会による評議員候補者の選出)

第4条 理事会は、評議員候補者として外部の学識経験者を3名以内推薦することができる。

2 前項の場合、当法人の加盟団体関係者（会長、副会長、理事長等の主要役員）を選出することはできない。

### (規程の変更)

第5条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

### 附 則

この規程は、平成25年6月19日より施行する。

### 附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。